

平成29年度

第12回戸田音楽祭参加・助成事業

募 集 要 綱

平成28年7月1日

戸田市文化会館

(公益財団法人戸田市文化スポーツ財団)

1. 名 称

平成29年度第12回戸田音楽祭参加・助成事業

2. 目 的

戸田音楽祭（以下「音楽祭」という。）は、平成18年の戸田市制施行40周年を契機にスタートした事業で、誰にでも親しんで貰えるクラシック音楽を中心とした演奏やイベント活動を通じ、青少年の情操教育の一環として、また心豊かでふれあいのある地域づくりを目指すことを目的とします。

3. 実施期間

平成29年度第12回戸田音楽祭の実施期間は、平成29年9月1日～平成30年3月31日までとします。

4. 概 要

音楽祭は、「音楽をもっと身近に」をコンセプトに戸田市文化会館（以下「文化会館」という。）が主催する音楽祭企画事業と音楽祭の目的に賛同する市民の参加機会を広げるための公募事業とし、この要綱で定められた範囲内で決定した事業に対し、助成いたします。

5. 助成事業の決定

文化会館は、公募によってエントリーされた当該年度の音楽祭参加事業を有識者等で構成する戸田音楽祭参加・助成事業選考会議（以下「選考会議」という。）に助成事業の選考を委任し、選考会議を経て決定した事業の答申に基づき決定します。

なお、選考会議は非公開といたします。

6. 助成対象者

助成対象者はプロ・アマを問わず、戸田市に活動の本拠をもち次の（１）から（３）に該当する者で、代表者（２０歳以上の方）及び住所地が明らかであり、事業を完遂できる見込みがあること。

（１）団体にあつては、団体の規約を有し、一定の活動実績があること。

（２）実行委員会形式にあつては、委員の構成員の７割以上が市内に在住または在勤・在学していること。

（３）個人にあつては、市内に在住または在勤・在学していること。

7. 助成対象事業

クラシック音楽を中心（吹奏楽や合唱も含む）に広く青少年や一般の方の参加を得て行われ、その活動（演奏）の成果が地域に還元されるもので、次の事業が該当します。

1) 鑑賞型事業（有料または無料）

コンサート形式による発表会など

2) 普及型事業（無料／但し、教材費は、別途徴収可）

ワークショップや講座などで楽器指導やクラシック音楽等の普及に関するもの

3) 参加型事業（無料）

個人や団体の集合体による発表会など

4) その他

クラシック音楽の振興と発展に資すると認められる事業

8. 助成対象外となるもの

次に該当する場合は、助成事業の対象とはなりません。

- ・専ら営利を目的とする場合。（イベントの専門業者等が興業を目的とする場合など）
- ・特定の政治、宗教活動を目的とする場合。
- ・助成金額を除き自己財源が必要な場合に調達できる見込みがない場合。
- ・当該応募事業が、他の助成制度などの助成を受けている場合。
- ・学校予算で行われる文化祭や部活動など学校行事に類するもの。
- ・特定の会員、教室などが行う発表会に関するもの。
- ・飲食を伴うもの（ディナーショー等）

9. 事業の実施場所

戸田市内の公共施設及びその他一般の利用に供する場所等の民間施設とする。

10. 助成金の額

文化会館は、助成事業に要する経費の総額から、下記の助成対象外経費及び当該事業の実施に伴う収入（参加費、広告収入、協賛収入及び自己資金等）を控除して得た額を助成対象経費とし、次の範囲で助成します。

※参加費とは当該事業を実施するにあたり出演者から徴収する費用をいう。

※自己資金とは当該事業を実施するにあたり実施団体等の会費及び準備金、積立金等をいう。

(1) 鑑賞型事業（有料公演の場合）

助成対象経費の2分の1以内の額で、60万円を限度とします。

但し、文化会館等において有料公演を実施する場合、当該事業入場券総売

上の30%を有料公演手数料として文化会館に納付いただきます。

※入場料金の限度額は、原則一人2,000円以内とする。

(入場料収入については、控除の対象とはなりません。)

なお、できるだけ青少年の入場料金は、一般料金との差異を設けること。

(2) 鑑賞型事業 (無料公演の場合)

助成対象経費のうち、30万円を限度とします。

(3) 普及型事業

助成対象経費のうち、15万円を限度とします。

(4) 参加型事業

助成対象経費のうち、15万円を限度とします。

(5) その他の事業

助成対象経費のうち、10万円を限度とします。

■助成の対象となる経費 (例)

助成対象事業に係る、次の項目における直接事業経費を対象とします。

・応募団体の外部に対する報償費 (出演料・指導料など)、賃金、謝礼、日当など

注) 公演の構成上、外部の専門団体または、専門家・芸術家に、出演不可欠な

場合の謝金は助成の対象となりますが、応募団体の構成員 (役員、団体等活

動協力者など) に対する支出は、助成の対象とはなりません。

・印刷製本費 (チラシ・プログラム・チケット・コピー代など)

※楽譜は「著作権法」で保護されており、楽譜をコピーする場合は法律に従っ

て、作詞者・作曲者の許諾が必要となります。

- ・通信運搬費（郵送料・宅配料など）

- ・公演費（借譜料・ピアノ調律料・音楽著作権使用料など）

※物品等（消耗品は除く）を購入する経費は、実施団体等の所有物となることから助成の対象外となり、楽譜購入もこれにあたります。

- ・会場使用料、附属設備使用料

※文化会館で行う事業については公演日当日及び前日の準備・リハーサルに限り施設及び附属設備利用料金は、免除となります。

その他、戸田市内の公共施設及びその他一般の利用に供する場所等の民間施設で行う事業の会場使用料については、助成の対象となります。

- ・広報、宣伝費

- ・保険料

※万一、主催者や出演者の方々が、けがをされた場合に備えて、安価で保障も充実したレクリエーション保険やスポーツ安全協会スポーツ安全保険などの傷害保険にご加入されることをお奨めします。

※保険料については、参加者より別途徴収することも可能です。

■助成の対象外となる経費（例）

恒常的な運営費や人件費、食糧費、懇親会や打ち上げ経費、賞品や記念品代（お礼や手土産等も含む）、楽器・楽譜・事務機器等の購入費、積立金等

1 1. 募集期間

下記の所定期間内に助成事業応募申請書（様式第1号）と事業実施計画書等書類一式（様式第1号付表1～3）を提出してください。（様式及び記入方法については、

別紙資料参照。)

- ・ 申込期間 平成28年7月1日(金)～9月30日(金)

文化会館に直接お持ちいただくか、郵送も可(締切日の消印有効)とします。

- 文化会館では、第12回戸田音楽祭参加・助成事業の応募に関し、相談窓口を開設します。日程の調整や予算書の組み方・その他不明な点等がございましたらご相談ください。(事前に要予約)

12. 申請から助成金交付までの流れ

別紙資料参照

13. 助成事業が内定した後の注意点

1) ポスター、チラシ等への明記

助成金を受けることが決定した事業は、そのポスター・チラシ・パンフレット
その他刊行物等の広告媒体に①～④を明記してください。

① 「第12回戸田音楽祭参加・助成事業」

② 主催：〇〇〇〇(実施団体等)

③ 共催：戸田市文化会館

④ 後援：戸田市

また、上記の広告媒体及び入場券・整理券を作成する場合は、校正時に文化会館へ提出してください。

なお、第12回戸田音楽祭参加・助成事業の全事業を網羅したチラシを文化会館にて作成・発行しますので、事業に係る詳細情報を提供いただきます。

2) 代表者連絡会議の設置について

助成金を受けることが決定した事業の代表者は、当該音楽祭を遂行するにあたり情報の共有を図る等の観点から文化会館が「代表者連絡会議」を設置し、意見交換を行います。(事務局：文化会館)

3) 事業内容の変更がある場合

助成金の交付決定後に事業の変更があった場合は、助成事業計画変更申請書(様式第3号)を提出してください。

なお、変更事項が軽微なものについては、提出の必要がない場合もありますので、変更が生じた時点で早急にご相談ください。

4) 助成事業を中止する場合

助成金の交付決定後に申請者の都合により助成事業を中止する場合は、助成事業助成金交付取り下げ申請書(様式第4号)を文化会館に提出してください。

5) 実績報告書の提出

助成事業が終了した場合は、終了後速やかに助成事業実績報告書(様式第5号)を文化会館に提出してください。

(様式第5号付表1：事業収支決算書及び領収書[コピー不可。必要事項の記入・捺印のものを科目毎にクリップでまとめて提出してください。(糊付け不可)]・ポスター・チラシ・プログラムを添付してください。)

※領収書は、補助金確定後返却いたします。

6) 助成金額の確定について

助成事業の終了後、提出された助成事業実績報告書の内容を精査し、助成金額の確定を行い、助成金確定通知書(様式第6号)を送付します。

助成事業内容の変更や対象経費に減額が生じた場合、実績報告の確認等により助成金額が減額となる場合があります。

7) 助成金の交付

文化会館は、第13項・第6号により、助成金額の確定後に助成金を交付いたします。但し、助成事業の遂行上必要がある場合には、助成金額の確定前であっても第5項による助成交付予定額の1/2内の額を交付することができます。

※事前交付の時期は平成29年7月以降とします。

8) その他

①文化会館では助成対象事業の開催日当日において当該事業に関する商品（CD、パンフレット等）のみ指定する場所で販売することができます。

但し物品を販売する業者は、下記のとおり文化会館に物品販売手数料を納めていただきます。

市内物品販売業者・・・総売上（税込み）の5%

市外物品販売業者・・・総売上（税込み）の10%

②震災関連等の募金箱を設置する場合は、事業実施計画書に寄附先及び寄附方法などを必ず記載してください。

なお、助成事業実績報告書には、寄附が完結した旨を添付してください。

◆◆◆音楽祭参加・助成事業に関する問い合わせ◆◆◆

戸田市文化会館 事業課

電話 048(445)1311

FAX 048(445)1310

E-mail toda_ongakusai@todacity-culturehall.jp